

# 八王子地区保護司会だより

第 104 号

平成 29 年 12 月 15 日 発行

発行 八王子地区保護司会

編集 広報部

電話 042-657-4928



百年の彩りを  
次の100年の  
輝きへ

平成29年  
八王子  
100th



## ～いじめを許さないまち八王子条例～

八王子市教育委員会

教育長 安間 英潮



八王子地区保護司会の皆様には日頃より広く社会に更生保護の心を伝え、地域に更生保護の土壌をつくり上げるため、多大なご尽力をいただいております。

近年、私たちを取り巻く社会環境は著しく変化し、犯罪・非行等が低年齢化している状況にあります。さらに、子どもたちに関わる様々な課題が見られるようになり、その一つとしていじめ問題への対応も大きな課題となっております。

そのような中、平成 28 年度に行われた総合教育会議の場において、市長よりいじめに対する早期発見・早期対応の重要性、いじめが存在することを前提とした具体的な条例の制定についての発言がありました。

こうした発言を踏まえ、本市教育委員会では、八王子市いじめ防止対策推進会議を開催し、協議を重ねて参りました。その中で委員の皆様方から

いただいた主なご意見としては、「学校、保護者、地域、関係機関は情報を共有して、いじめに関する情報があった場合には迅速に連携して対応すること」、「子どものいじめ防止に関わる者は、いじめを絶対許さないという認識の下、一過性の取組ではなく持続的な活動を行っていく必要があること」等がございました。

これに加え、いじめ防止対策に関する検討会や中学生サミット、市政モニターのアンケート結果、パブリックコメント等を通じ、多くの市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、平成 29 年 4 月 1 日に、本市として「いじめを許さないまち八王子条例」を施行いたしました。

教育委員会としましては、子どもたちへ、すべての大人が支援しているという実感をもってもらえるよう、継続してメッセージを発し、子どもたちが自分らしさを発揮し、すこやかに成長できる環境をつくってまいりますので、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

# 「いじめを許さないまち八王子条例」を 実効性あるものに

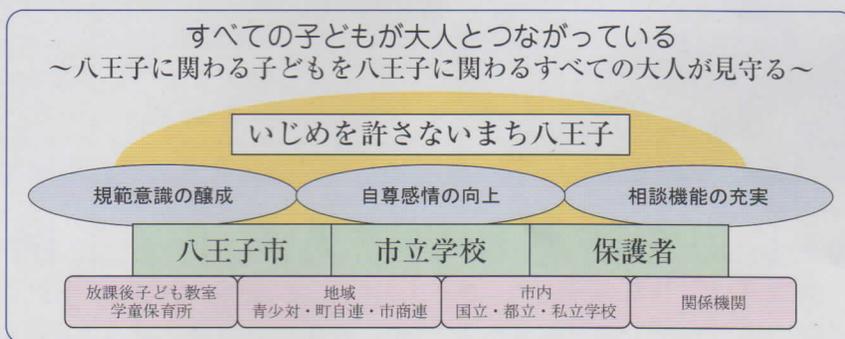
八王子市教育委員会  
学校教育部統括指導主事 佐藤 晴美

八王子地区保護司会の皆様には、「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」の策定に当たり、格別なご助言をいただきましたことに感謝申し上げ、今後のご協力をお願いいたします。

子どもたちのいじめ問題は、全国的に喫緊の課題となっております。日本のいじめは欧米のそれと様態が異なると言われ、暴力的な割合が低く、その反面「仲間はずれ、無視、陰口」など心理的ないじめの割合が高くなっています。また暴力が

横行する環境では子どもたちの暴力も多くなる傾向になります。日本では暴力に対して大人が子どもに厳しく指導している背景が、子どもたちの暴力的な行為を少なくしている要因と考えられます。そうであるならば、子どもたちを取り巻く大人が子どもたちに「何を伝え、大人は「何をすべきなのか」を考え行動していくことが重要と考えられます。

ここで、本年4月1日施行の「いじめを許さないまち八王子条例」の根幹となる考え方を記します。



子どもたちが生活している空間は、学校と家庭だけではなく、地域の子どもとしての姿もあります。子どもたちは学校で、家庭で、地域での様々な様子と顔を見せてくれます。その点が「学校・家庭・地域の連携が重要」といわれる所以と捉えています。学校と家庭、学校と地域、家庭と地域などで見ていること、感じていることを総合してみても初めて一人の子どもの全体像が見えてくると考えます。また、いじめを考えていくにあたって、子どもたちに関わる大人が「『いじめを許さない』とはどういうことか」を共通理解して対応することが必要です。以下は、条例制定までに議論された内容を基にしたものです。

- ①「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識を持つ。
- ②いじめへの指導は毅然と行い、いじめに当たる行為を止める。(人格を否定するのではなく、行為に対して指導をする。)
- ③いじめは、「加害」、「被害」の二者関係だけではなく、その状況をはやし立てる「観衆」、いじめを認識しつつ沈黙を守っている「傍観者」がいることを認識する。
- ④いじめに関わるすべての子どもへの継続的な指導と支援が必要である。
- ⑤どの子どもにも一人以上の相談できる大人がい

る環境をつくる。  
ここには5点のみ記しましたが、その他の内容は、平成29年10月18日策定の「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」でご確認ください。

最後に、条例を形で終わらせることなく、その理念を実効性あるものにするため、子どもたちに関わる大人に継続的に伝える必要があると考えている内容を以下に示します。

◇大人は、子どもたちのために連携し、子どもの健やかな成長に携わる。  
◇大人は、自らの姿勢や言動が子どもの成長に影響することを認識する。  
◇「いじめは絶対に許されない」という認識の下、その行為を見逃さず、互いのその責任または役割をはたす。

さらに、現場としての市立小中学校には、「いじめ防止」の行動指針「いじめから目をそむけない」

- ・ 相手を理解すること
- ・ 自分たちがいじめについて考え、行動すること
- ・ いじめの解決に向けていろいろな人と関わることを示しています。

## 第6ブロック 保護司組織 運営連絡協議会が行われる

総務部長 前田善一郎

平成 29 年 10 月 18 日（水）、京王プラザホテル八王子において、上記「保護司組織運営連絡協議会」が八王子地区保護司会が当番地区として開催されました。

第 6 ブロックは、八王子地区、町田地区、西多摩地区、日野・多摩・稲城地区の 4 つの地区保護司会からなり、平成 29 年度は八王子地区が主催し、協議議題は「期待される保護司会組織運営の在り方」で、4 地区各保護司会から報告がなされ、さらに全体で協議し、保護司会と保護司会活動のよりよい今後のあり方を探ろうとするものです。八王子地区保護司会からは尾壽総務部副部長が代表報告者として立ち



ました。保護司一人ひとりの「更生保護」のための活動を踏まえながら、保護司会としての全体の活動がどのようにあるべ

きか、各地区の現状、今後の展望が報告・議論されました。

この 4 地区保護司会は、単独の行政区と複数の行政区からなるものがあり、事情はそれぞれ異なります。社明運動などは、行政区単位で実行委員会が組織されるため八王子のようにひとつの保護司会が八王子市というひとつの行政区の場合は、保護司会が全体として運動に取り組みますが、複数の場合は、保護司会のなかで行政区ごとに分かれて活動しなければなりません。この場合各行政区をひとつの保護司会の分区としているようです。しかし、総務部、地域活動部など各専門部などは、全体としての活動となります。それぞれの事情のなか知恵を絞り工夫を凝らしていることが熱心に報告・協議されました。特に、保護司会活動の活性化のためには、若手育成の大切さとベテランの積極的な働き掛け、保護司のさらなる相互理解、保護司が前向きに参加する専門部活動の発展と充実、保護司会として力を合わせた諸活動の実施、保護司会活動に対する理解・信頼・協力体制の充実が重要であることが話し合われました。こうした議論を保護司の皆さん全員に聞いていただければとも思いました。今後も八王子地区保護司皆さんのお知恵とお力をお貸し願います。



## ◆警察署だより◆

### ～少年の再非行防止について～

警視庁高尾警察署少年第一係 高田 裕司

八王子地区保護司会の皆様には、平素より青少年の健全育成はもとより再犯防止に向けた各種取り組みに深いご理解をいただくとともに、警察業務の各般にわたり、多大なご支援、ご協力を賜り、御礼申し上げます。最近の少年非行の現状については、非行少年として検挙、補導した少年の人数は減少傾向にあるものの、再犯者が占める割合は微増傾向にあります。非行少年の取り扱いに際しては、事実究明はもとより犯罪の原因及び動機、少年の性格、行状、家庭環境等から再犯・再非行のおそれを総合的に判断し、最も適切な処遇の方法を講ずることが肝要であります。

周囲の環境や少年自身が問題を抱え再非行のおそれのある少年は、支援対象少年として選定し、継続的な相談体制を確立し、少年及び保護者に対する指導・助言を行うとともに、少年警察ボランティアや地域住民、関係機関・外郭団体等と協働し、少年の

就学・就労に向けた支援、少年の社会参加活動への参加、農業体験等による少年の居場所づくり活動等を通じた立ち直り支援活動を推進しています。

複数人の少年による万引き事件等、集団による非行の場合には、非行集団及び同構成員の確実な把握に努め、解散に向けた積極的な働き掛け、構成員や保護者に脱退について粘り強く説得するなど解体補導を中心とする各種対策を推進し、非行集団から脱退した少年については、継続的に連絡して指導、助言を行い、立ち直り支援活動を実施するなど、少年非行防止対策を実施しています。

また、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度を効果的に運用し、児童・生徒の非行及び犯罪被害について、協定を締結した学校との緊密な連携により相互に必要な連絡を行うことによって情報共有を図り、再非行防止・立ち直り支援を行っています。

少年の健全な育成を期し、再非行を防止する為には、八王子地区保護司会の皆様をはじめとする関係機関との連携が不可欠ですので、引き続き少年警察活動へのご支援とご協力をお願いいたします。

## 私の考える再犯防止

—再犯防止と人間関係—

みなみ分区 森田 明

I 数年前の地区の保護司研修会の事である。講義の担当は中年の女性保護観察官の H さんだったが、講義を結ぶにあたって次のように述べていた。



「観察官は、どの保護司にどの少年を委嘱するかとか、地区割りをどうするか、少年の身柄をどう動かすか、どちらかといえば、制度的で法的な仕事を分担するのに対して、全国 5 万人の保護司さんは地域で少年と常時直接に接触・交流するという人間関係の仕事に携わっておられる非常勤の心の専門家なのです。」

「人間関係」というここでの H 氏の用いた言葉は「再犯防止」という本稿の主題をまさに身近なところで考えさせてくれる。

II 警察から刑務所に至る日本の刑事制度を見渡してみると、いたる所に法的関係ならぬ人間関係の重視という概念が埋め込まれている事に気づいて驚かされる。一例をあげれば手続上のあちこちにある「猶予」という制度である。現行の刑事制度が西欧諸国から導入され始めた明治中期（明治十八年）、時の司法卿（司法大臣）の山田顕義は「犯罪の防遏」（防止）と題して次のように述べた。「勉メテ犯罪ヲ未萌ニ防キ良民ヲシテ罪人タラシメサルノ方法ヲ考究セサルヘカラス・・罪科ヲ罰セス戒諭ニ止メテ罪囚タルヲ免カラシムル処遇ハ皆ナ警察官検察官ノ手心手加減ニアルナリ。」

ここでの「手心手加減」が「人間関係」の極意を意味するものであることは言うを俟たない。また日本の少年院制度の草分けの留岡幸助は大正期に入る頃次のように述べた。

「不良少年が不良行為を行った時、それが極めて微罪であれば、検事が情状の憐れむべきものとの見解の下に起訴することを中止して暫く警察官の監視に付するという出格の取計をするのです。…大抵の悪い少年でも非常な恩典に感激して以後の不良行為が根絶してしまう事例が少くないのであります。」

「手心手加減」にせよ「出格の取計」にせよ、これらはいずれも警察官・検事との個々の人間関係を媒体としてなされる一種の感情交流を伴った

# 特集 私の考える再

枠組であった。そしてこの枠組こそは、やがて大正十一年に成立する少年法上の保護観察制度や刑事訴訟法上の起訴猶予裁量制度の原型となるものだった。起訴猶予制度は、ドイツの起訴法定制度に比して「世界にも類例をみない」「世界に冠たる起訴便宜主義」と評されたが、検事と被疑者の人間関係の存在こそは我が国の制度の特質であり、「犯罪の防遏」の鍵なのである。ちなみに大量投獄政策をとる現在のアメリカの在監者数は 220 万人にのぼっているのに対して、日本（人口数半分）の在監者数は約 6 万人である。

「人間関係」の重視は実は何も刑事制度固有のものではない。これはあらゆる日本の社会制度に共通して見られる特質であり、日本文化の「国体」とも評すべきものであった。

ところで人間関係を主軸とする民間人による保護司制度が存在しているのは世界で日本だけである。これはまた「世界に冠たる」保護司制度と言ってよいかも知れない。

### むすび

「人間関係は『甘え』からはじまる」と喝破したのは『甘えの構造』で名高い精神医学者の土居健郎氏である。人間は幼少期に母親のふところに抱かれる経験の中で「甘え」を味わうが、この甘えを通して成長し、徐々に人間関係の何たるかを学んでいく。何らかの事情で幼い頃に親に正しく甘えることのできなかつた人間は、十分にまともな社会関係を身につけた—「大人」になれない。土居は、「日本人にとって語のすぐれた意味での幼児的心性は決して過去に埋没されることのないものとして、いつも身近にあってすぐに取り出せるようになっている」と論じている。翻ってみれば、我々の周辺には、時に、幼い頃「甘え」の味を知らずに育った結果「人間関係」の初歩すら覚えることのできなかつた「モンスター」のような非行者が存在する。「再犯防止」という主題は、存外子育てという身近な問題と結びついているのではあるまいか。

更生保護施設の姿である。引き続き皆様方のご支援ご協力をお願いしたい。

# 犯、再非行防止

## 再犯防止に向けて

東分区 可児 克之



更生保護施設には様々の人が来て在会する。他に帰住地があるがそこに帰れなかった人、満期が良かったという人、働く気がない人、出所後の仕事が決まっていたのに行かない人、満期後に別な場所で仕事があるからと働かない人、幾度もハローワークに行くが高齢・障害等の理由で職に就けない人、本意ではない仕事だがお金を貯めるまではと頑張る人、協力雇用主の許で働き続ける人、満期直前に努力が実って仕事を見つけ働き続ける人、長年ホームレスを続けていた人が良い仕事を見つけ働き続ける人、歩くのが疲れると言い自転車を盗む人（再犯）、お金が減るのが嫌と万引きする人（再犯）、覚せい剤の魅力に負ける人（再犯）、遵守事項で酒は駄目と言われても酒をやめられない人、職員に反抗的な態度をとる人、職員とあまり話をしようとしなない人、認知症気味な人。

在会者は 16 歳の少年から 80 歳を超えた老人まで。短い期間ではあるがその人その人のこれからを考え更生保護施設を出た後まで展望し助言指導を重ねる。少年であれば家族を訪ねることもある、高齢であれば仕事に就くことは難しく生活保護等受給への手助けを行う、障害があればその障害に合わせた今後の生活を考慮し関係機関に働きかける、一人での行動が難しければ市役所・職安へ同行する、妻との折り合いが悪ければ何とか帰れるような段取りをする。

更生保護施設にいる間に問題を起こす人は多くはないが、出た後にどうなったかを知ることはなかなか難しい。しかし退会者の後追いを始めて 2 年、再犯をしないで生活している人の歩みが少しずつ見えてきている。

我々の仕事は、本人の意欲を喚起し、地域の社会資源を活用しながら更生を支援、再犯を防止することだが、その要諦は仕事・住居・生きる希望か。でも傍らに見守りが、信頼できる人がいなければ更生は困難か。何をすれば再犯を防げるのか、答はないが答を求めて毎日苦闘しているのが

## 私の考える再犯防止

中央分区 山崎 勲介



対象者の多くの少年は、中学卒業・高校中退という低学歴の方が多いと感じています。同世代の一般的な少年が、将来の就労準備に必要な知識や技術を、高校等で習得する時期に不本意な気持ちで社会に出され、実社会に飛び出していくことになり、精神的にも肉体的にも未熟な段階で社会生活を始めています。将来を希望しながらも学歴に関係のない職業にしか就けない状況を自覚している少年達は、真剣さに欠け、遊びに好都合なアルバイト的な仕事に就いている状況と思われまます。

再犯・再非行の防止には、それぞれに課せられた遵守事項を守りながら、就労することにより安定した生活を得ることと思います。人は働くことによって自己優越感や自信を感じることができるとし、孤立せず社会生活に適応できる人になることが良いと思います。また就労することによって収入が得られ、生活の基礎が安定すると同時に無駄に過ごす時間も少なくなり、友達関係も改善され、仕事に対する責任感や目的意識が生まれ、誰かの役に立てるという自信や、周りに迷惑をかけるはいけないという自覚等が生まれ、問題を起こす行動を止めることになると思います。良き就労先を探すためには、自分の好きでやりたいこと等自信を持って取組める仕事を見極めることではないでしょうか。その手段の一つとして「ハローワーク」という就労支援の制度があります。これは、保護観察所からの支援の依頼を受け、担当者制度で職業相談・職業紹介を行っているところです。管内の求人状況及び雇用情勢の説明を得ることができます。また「ハローワーク」に登録している協力雇用会社があります。常用雇用をする前に試験的に対象者を雇用することで、常用雇用への移行を促進している「トライアル雇用」があります。対象者の中には就労体験がほとんどなく、初めの一步を踏み出す勇気がなかなか出ないとか、就労しても職場の雰囲気や、仕事に慣れないために訓練として職業体験することもできるようです。対象者に対して保護観察所・保護司・家庭が一丸となり、親身になって取組んでいくことが必要と考えます。

## 八王子市制100周年記念事業

### 親子ふれあい工作教室

～凧づくり・凧あげ～



平成 29 年 10 月 7 日（土）、市制 100 周年記念の冠事業の一つとして、八王子市、八王子 BBS 会が主催し、八王子地区保護司会がサポートして「親子ふれあい工作教室」が親子 100 組を招いて大々的に催されました。工作場所は富士森体育館、凧あげ会場はダイワハウススタジアム八王子でした。凧製作は 100 組を超える応募家族から抽選で 100 組の家族を集めて予定通り、熱い期待の眼差しを集めて開始されました。指導は「日本凧の会」、きめ細かで分かりやすい指示のもと、親子が額を集めて凧の絵柄を決め描きました。その絵柄



は 100 組 100 様、アニメのキャラから伝統的な富士山まで、子ども達の想像力と夢の世界が表現されたのでした！

いよいよ午後は肝心の凧の紐つけ。これが、やはり凧あげのプロの指示は違う！竹ひごを裏側に接着した凧の的確な位置に紐を通し、親子凧は完成しました！

こうして親子ふれあい工作教室はクライマックスを迎えました！前日の降雨の影響で、子ども達は館内で走って上げたが、全て高く高く飛翔し、体育館の天井まで届かんばかりでした。その度に子ども達の歓声が天井に響鳴し、朝からずっと補佐した私達保護司も感動の拍手をしたのでした。本事業をずっと企画準備してきた和田八王子 BBS 会会長、同内野実行委員長は、若者らしい素敵な笑顔でスタッフ全員を称えながら「当初は、計画を立てたものの白紙に戻して再度計画を立て直したり大変でしたが、参加者の笑顔で全てが喜びに変わりました」と笑顔で答えてくれました。充実した秋爽の一日となりました。（広報部）



## 市立小・中学校生活指導主任研修会

学校担当委員長 平澤 東



八王子地区保護司会としても大変大切にしている学校との連携を、公立小学校、中学校の生活指導主任と八王子教育センターで、各学校の抱える課題の情報共有と相互理解と今後の二者間の連携について研究協議しました。

9 月 8 日（金）に行われた小学校との研修会では、特に「保護司とは何か」「どんな職責を担っているのか」について殆ど理解されていないことが分かりました。また少くない児童が家庭環境や発達に課題があり、保護司が直接に支援するのではなく他の機関につなげる助言をする役割ができることが話題にされました。

10 月 20 日（金）の中学校との研修会では、既

に多くの中学校で学校運営協議会に保護司が加わっていることもあって理解はされているものの、さらに学校・生徒を各地域で支えるための保護司の活動の重要性がますます大きくなっているように感じました。

小学校も中学校も、学校と保護者だけで動かすことは不可能です。他機関との連携が必要で中でも重要なのが保護司会との連携であるとの共通認識を得た有意義な研修会となりました。保護司会また保護司個々の活動を期待するところです。



八王子市市制施行 100 周年記念式典で  
八王子地区保護司会から 2 名が表彰される

平成 29 年 10 月 1 日、オリンパスホールにおいて、「八王子市市制 100 周年記念式典」が挙行され、八王子市より、以下の 2 名が表彰受賞されました。八王子地区保護司会としてお慶びします。

一般表彰のうち  
「社会福祉功労」として

●大竹 通夫 先生  
(前八王子地区保護司会会長)



●三橋 正行 先生  
(現八王子サポートセンター長)



おめでとうございます。

新任の保護司紹介  
平成 29 年 9 月 17 日発令



大橋明子 (東)



後藤貴弓 (東)



瀧澤澄枝 (東)



吉田千代美 (東)



片岡三郎 (高尾)



上村公昭 (高尾)



奈良智昭 (高尾)



橋本和弘 (西)



松木誠司 (西)

退任の保護司紹介  
～長年お力をいただきました～

○橋 本 久美子 (東分区)

○石 井 廣 治 (みなみ分区)

分 区 だ よ り

～みなみ分区管外研修旅行記～

本田 良久

10 月 26 日・27 日、みなみ分区恒例の管外研修旅行が OB 保護司含め 16 名参加で行われた。今年は復興支援を目的とし、福島県田村市・いわき市を訪れた。初日早朝、高尾山 IC を出発、走行 1 時間も経ないうちに、早速のバス内研修。講師を務めるのは糠信保護司。題材は「下関駅放火事件、10 年前のあの日」。前科 10 犯、前刑を満期で出所したそのわずか 8 日後にこの放火事件を起こした 74 歳の男。DVD とレジュメを見ながら研修を進めた。

初犯以後 52 年間に 10 犯、出所→事件→収監の連続で刑務所生活のべ 40 年、なぜこの間に社会は有効なアクションがで



きななかったのか。大変重い話であり、レジュメを基に復習が必要と感じた。

研修の後は、田村市のあぶくま洞で地底探検、星の村天文台の反射望遠鏡で太陽観測を楽しんだ。

2 日目は東北大震災の被災地の一つであるいわき市を訪れた。震災直後からボランティアとして複数回各地支援に出かけられた佐藤分区長、井上保護司による体験談を車内研修として拝聴した後、塩屋岬近くの物産店で展示写真見学、ご主人の話を伺った。

大津波直後からの 3 日間に、ご主人自ら撮影した写真は、想像をはるかに超えた凄まじいものばかり。

10 歳で波にのまれた少女の、デザイナーになりたいという夢を生前に描いた絵を形にしてかなえた黄色いハンカチを復興支援を兼ねて購入、その後雲雀之苑を見学、灯台に登り復興工事の様子を眺めた。



帰りの車中でも、保護司確保に向け、地域在住で保護司適任と思われる方の実名を挙げての意見交換など、熱心な議論が交わされた。

現地でしか味わえない貴重な体験ができ、保護司間の親睦も深められ意義のある楽しめた 2 日間だった。

あ～、これだからみなみ分区の研修旅行はやめられない。

## シリーズ 保護司による八王子探訪

### 郷土を想う神社の歴史

高尾分区 落合 成行



私が住んでいる寺田町は、京王高尾線めじろ台駅からグリーンヒル寺田、法政大学に向い柵田町を通り、左側に大船町、右側に寺田町と丘陵の谷間に位置しています。大船町には春日社という神社があります。大永年間（今から 450 年前）僧、宗覚法師が近江の国、滋賀郡五所村、天台宗圓城寺の末寺として常光山大蔵院が開祖され、その守り神として、奈良春日大社の四祭神の一つと言われる、天児屋根命（あめのこやねのみこと）を祀ったものと言われています。

大蔵院は大正 11 年に焼け廃寺され春日社だけが残りました。一説においては南北朝のころ今から 700 年前後醍醐天皇の息子が八王子に来られ御所水（今の市民体育館の近辺）に落ちつかれた時、臣下の中に藤原の子孫がおり、藤原氏の氏神である春日神社を創建したとも言われています。

その後、江戸時代の寛永九年に再建、昭和 50 年に町民の敬神の結晶で総工費 3,000 万円をかけて立派な社殿が造営されました。社名も春日社と改めて、天満宮と八幡社を合祀されました。天満宮は学問の神様菅原道真公、八幡社は応神天皇を祀ってあります。両社とも大船町にあった歴史を誇る神社です。

また、寺田町には榛名神社があります。榛名神社には「埴山姫命」（はにやまひめのみこと）を祀り昔から農家の神社として災禍削除、五穀豊穡の神として、三多摩を始め、津久井と各地に講



春日社

社には「埴山姫命」（はにやまひめのみこと）を祀り昔から農家の神社として災禍削除、五穀豊穡の神として、三多摩を始め、津久井と各地に講

### 《お詫び》

103 号で退任された「田村美千子先生」のお名前を、「田村三千子先生」と誤記しました。申し訳ありませんでした。

中があり三月五日祭礼の日より五月五日節句まで氏子が交代で社務所に詰めて札売りが行われていました。榛名神社本殿を中心に下座に天満



榛名神社

社、上座に天王神社が鎮座しており、毎年八月一日に天王祭を行い、神社境内又共有林の草刈をし、又榛名神社には農業の神として池があり、夏の暑い日照が続き雨も降らず、水枯れにより農作物の生育に影響が生じた時には各地から雨乞いに訪れ、榛名神社に参拝後、池の水を持ち帰り各地の田畑等に献上し祈願しました。そして願いが叶うとその雨水を持参し、神社に参拝後、池に戻す慣わしになっていました。榛名神社には埴山姫命の神像を祀っており、神社の神体が神像である事でも大変珍しい神社であります。一説によりますと寛治年間（1087～1094 年）平安中期に木部弾正が上州榛名山神社を勧請したとも言われています。また応長一年（1311 年）、鎌倉時代後期説もあります。その後沢田仙右衛門により朱塗りの本殿が創建され、明治 13 年（1880 年）、本殿が再建されました。境内には、諏訪神社、山王社（天王様）、八坂社の三社があり、古くから 60 年に一度の大祭を行って来ましたが、今では 10 年に短縮され公開されています。来年平成 30 年が御開帳の年となります。春日社、榛名神社を紹介させていただきましたが郷土には数多くの歴史があり誇りを感じます。

### 編集後記

今号は「いじめを許さないまち八王子条例」の教育長等のお話、特集記事に長年保護司をしておられる森田先生、また各先生から「私の考える再犯防止」の貴重なご意見をいただきました。

また、八王子市制 100 周年の冠事業「親子ふれあい工作教室～凧づくり、凧あげ～」を載せることもできました。盛り沢山で皆さんのお役に立つ広報誌ができたと思います。（松本記）